競技麻雀同好会会員準則

# 競技麻雀同好会会員準則

## 第1章 総則

### 第1条 目的

1. 競技麻雀同好会会則（以下「会則」という。）に定めるところにより、競技麻雀同好会本則（以下「本則」という。）を制定する。
2. 会則に定めるところにより、本則を変更することができる。
3. 会員は、会則及び本則その他の規則（以下「会則等」という。）に従って、競技麻雀同好会（以下「会」という。）としての本分を全うするよう心がけなければならない。

### 第2条 誓約書

1. 入会を許可されたものは、本則に同意する旨を誓約書(第一号様式)に記載し、会に提出しなければならない。
2. 会は、誓約書を受領した日から会員とする。
3. 会員は、本則に違反した場合、会員資格を喪失することがある。

## 第2章 会員

### 第3条 会員の義務

1. 会員は、会則等に従って、会の活動に積極的に参加することが望ましい。
2. 会員は、会則等に従って、会の活動に参加する場合、会の活動に支障をきたすおそれのある病気、障害、その他の事情がある場合には、会にその旨を申し出なければならない。

### 第4条 会員の権利

1. 会員は、会則等に従って、会の活動に参加することができる。
2. 会員は、会則等に従って、不信任案及び異議申し立て物品購入申請(第二号書式)を提出することができる。

### 第5条 会員の資格喪失

1. 会員は、会則等に定めるところにより、会員資格を喪失する。
2. 会員が、会則等に定めるところにより、会員資格を喪失した場合、会は、その旨を会員に通知する。

### 第6条 会員の資格喪失の効力

1. 会員が、会則等に定めるところにより、会員資格を喪失した場合、その効力は、会員が、会に対して負う債務については、その債務の履行を終えた時から、その他の場合には、会が、会員に対して負う債務については、その債務の履行を終えた時からそれぞれ生じる。

## 第3章 会の組織

### 第7条 会の組織

1. 会は、会則等に定めるところにより、会長、副会長、会計、監査その他の組織を設置することができる。
2. 会は、会則等に定めるところにより、会長、副会長、会計、監査その他の組織を設置した場合、その組織の名称、その構成員の任期その他の事項を定めなければならない。

### 第8条 会長

1. 会長は、会の代表者である。
2. 会長は、会の活動に関する事項について、会員の承認を得ることなく、会を代表することができる。
3. 会長は、会の活動に関する事項について、会員の承認を得ることなく、会の活動に必要な事項について、会員に指示することができる。
4. 会長は、会の活動に関する事項について、会員の承認を得ることなく、会の活動に必要な事項について、会員に指示する場合、その旨を会員に通知しなければならない。

### 第9条 副会長

1. 副会長は、会長の補佐をする。
2. 副会長は、会長の欠席時には、会長の職務を代行する。

### 第10条 会計

1. 会計は、会の財務を管理する。
2. 会計業務の一切は会則に定めるところにより、会計が行う。

### 第11条 監査

1. 監査は、会の財務を監査する。
2. 監査業務の一切は会則に定めるところにより、監査が行う。

### 第12条 その他の組織

1. 会は、会則等に定めるところにより、その他の組織を設置することができる。
2. 会は、その他の組織を設置した場合、その組織の名称、その構成員の任期その他の事項を定めなければならない。

## 第4章 会の活動

### 第13条 会の活動

1. 会は、会則等に定めるところにより、会の活動を行う。
2. 会は、会則等に定めるところにより、会の活動を行う場合、その旨を会員に通知しなければならない。

### 第14条 会の活動の種類

1. 会は、以下の活動を主軸に行う。
   1. 会則第4条に定められている活動
   2. その他会則第3条に定められている目的と一致する活動

### 第15条 会の活動内容

1. 会は、本則第14条の定められている活動を行う。

### 第16条 会の活動計画

1. 会は、詳細な活動内容を活動計画書として毎年度会則及び本則と別に定める。
2. 会は、活動計画書は、会員及び学内全体に対して公開しなければならない。
3. 会は、会則に定める第3章に定める役員会にて活動計画書を作成する。
4. 役員会は、活動計画書を作成する際、会員の意見を聞くことができる。
5. 役員会が作成した活動計画書は、会員総会にて承認されなければならない。

### 第17条 会の活動報告

1. 会は、活動報告書を作成し、会員総会にて承認されなければならない。
2. 会は、活動報告書は、会員及び学内全体に対して公開しなければならない。

## 第5章 会の財務

### 第18条 会の財務

1. 会の財務は、会則等に定めるところにより、会計が管理する。
2. 会の財務は、会則等に定めるところにより、監査が監査する。

## 第6章 会の解散

### 第19条 会の解散

1. 会は、総会にて解散を決議することができる。
2. 会は、総会にて解散を決議した場合、その旨を会員に通知しなければならない。
3. 会は、総会にて解散決議を行う際は、会則に定める総会の議決要件を満たさなければならない。

### 第20条 会の解散手続

1. 会は、総会にて解散を決議した場合、解散手続を行う。
2. 会は、総会にて解散を決議した場合、解散手続を行う場合、その旨を会員に通知しなければならない。

### 第21条 会の解散後の財産

1. 会は、総会にて解散を決議した場合、解散後の財産の処分を行う。
2. 会は、総会にて解散を決議し解散後の財産の処分を行う場合、その旨を会員に通知しなければならない。

## 第7章 会員禁止事項

### 第22条 会員禁止事項

1. 会員は、本則第23条に定める会員禁止事項を行ってはならない。

### 第23条 会員禁止事項の種類

1. 会員は、以下の会員禁止事項を行ってはならない。
   1. 本則第24条に定められている会員禁止事項
   2. その他会則第3条に定められている目的と一致しない活動

### 第24条 会員禁止事項の内容

1. 会員は、各号に示す禁止事項を行ってはならない。
   1. 会則第3条に定める目的と一致しない活動
   2. 一切の賭博行為
   3. 本則第26条に定める対局時の心得に反する行為
   4. その他法令に違反する行為
   5. 本則第28条に定める対局のルールに反する行為
   6. 役員会の決議に反する行為
   7. 会計の決議に反する行為

### 第25条 会員禁止事項の処分

1. 会員は、会員禁止事項を行った場合、会則等に定めるところにより、処分を受ける。

## 第8章 対局

### 第26条 対局時の心得

1. 会員は、対局時において、以下の心得を守らなければならない。
   1. 礼儀正しく対局に臨む。
   2. 一切の賭博行為を行わない。
   3. 法令違反行為を行わない。
   4. 禁止事項及び違反行為を行わない。
   5. 公平公正な対局を行う。
   6. 場所物品を大切に清潔に扱う。
   7. 大声や物品に当たるなどの迷惑行為を行わない。
   8. 過度な発言を控える。
   9. 楽しく対局を行う。

### 第27条 対局の開始

1. 対局は、会員が対局を希望した場合、役員が対局を開始する。
2. 対局は、本則第26条1項に定める対局時の心得を守った上で、対局を行う。
3. 対局者が本則第26条1項に定める対局時の心得を守らなかった場合、役員が対局を中止する。
4. 対局は、第30条に定める対局管理者が本則第26条1項に定める対局時の心得を読み上げた上で、対局を開始する。

### 第28条 対局ルール

1. 対局ルールは日本式麻雀ルールを採用する。
2. ローカルルールは本則では定めない。
3. ローカルルールは対局前に対局者からの希望を聞き、対局管理者が決定する。
4. ローカルルールの内容は、第30条に定める対局管理者対局管理者が対局前に対局者の全員に対して説明する。
5. ローカルルールの内容は、第30条に定める対局管理者対局管理者が対局前に対局者の全員に対して説明した上で、対局者の全員が同意した場合のみ、有効とする。

### 第29条 対局の終了

1. 対局は、本則第28条に定める対局ルールに従い、第30条に定める対局管理者が対局を終了する。
2. 対局は、本則第24条及び第26条に定める禁止事項が行われた場合及び対局時の心得を守らなかった場合、第30条に定める対局管理者が対局を中止する。

### 第30条 対局管理者

1. 対局管理者は、対局を管理する。
2. 対局管理者は、卓ごとに1名以上選出する。
3. 対局管理者は、第8章に定める対局の管理を行う。
4. 対局管理者は、会則第3章に定める役員の中から選出する。
5. 対局管理者は、対局に参加または観戦しなければならない。
6. 対局管理者は、各号の理由により参加することが望ましい。
   1. 役員が参加することによって、対局が円滑に行えるため。
   2. 役員が参加することによって、対局者の安心感が得られるため。
   3. 役員が参加することによって、対局における賭博への一定の抑止力が得られるため。

### 第31条 対局の記録

1. 対局は、第30条に定める対局管理者が対局の記録を行う。
2. 対局の記録は、第30条に定める対局管理者が対局の記録を行った上で、対局者の全員が同意した場合のみ、有効とする。
3. 対局の記録は、記録から対局者の個人情報を削除した上で、第30条に定める対局管理者が対局の記録を行う。
4. 対局の記録は、記録日から1年間保管する。
5. 対局の記録は、会則第3章に定める役員が保管する。

### 第32条 賭博行為への対応

1. 賭博行為とは
2. 会員が賭博行為を行った場合、会則等に定めるところにより、処分を受ける。
3. 会員が賭博行為を行った場合、第30条に定める対局管理者が対局を中止する。
4. 会員が賭博行為を行った場合、本人だけではなく同卓者、賭博行為があることを知りながら観戦していた者に対して、今後一切の活動、観戦を禁じ、会則等に定めるところにより、処分を受ける。
5. 役員会及び対局管理者は賭博行為を発見した際、速やかに顧問に伝達する義務を負う。

### 第33条 賭博行為の定義

1. 本則及び会則における賭博行為とは、第2項に定める目的を持って、第3項に定める手段を用いて、第4項に定める対価を得る行為を指す。
2. 賭博行為の目的は、各号に定めるものとする。
   1. 他者に対して、第3項に定める手段を用いて、第4項に定める対価を得ること。
   2. 他者に対して、第3項に定める手段を用いて、第4項に定める対価を得ることを目的とした行為を行うこと。
3. 賭博行為の手段は、各号に定めるものとする。
   1. 他者との対局において、第4項に定める対価を得ることを目的とした行為を行うこと。
   2. 他者との対局において、第4項に定める対価を得ることを目的とした行為を行うことを目的とした行為を行うこと。
4. 賭博行為の対価は、各号に定めるものとする。
   1. 金銭
   2. 金銭以外の財産
5. 第2項から第4項に定めるもの以外で賭博行為となる行為を、各号に定めるものとする。
   1. 日本国刑法において、賭博罪として処罰される行為
   2. 日本国刑法において、賭博罪として処罰される行為を目的とした行為
   3. 釧路工業高等専門学校の規則等に定められている賭博行為
   4. 釧路工業高等専門学校の規則等に定められている賭博行為を目的とした行為
   5. 本則第30条に定める対局管理者が、第2項から第5項に定めるもの以外で賭博行為として扱うことを決定した場合。
   6. 会則第3章に定める役員会が、第2項から第5項に定めるもの以外で賭博行為として扱うことを決定した場合。
6. 第2項から第5項に定めるもの以外は賭博行為として扱わないものとする。

## 第9章 雑則

### 第34条 本則の変更

1. 本則の変更は、会則第3章に定める役員会の議決により行う。
2. 本則の変更は、会則第3章に定める役員会の議決により草案を作成し、総会において議決を行う。

### 第35条 施行細則

#### 附則

本則は会則の一部として制定し、施行する。  
必要があるときはさらに施行期日を定める。

#### 附則

本則は(団体結成願承認日)から施行する。